

児童発達支援センター こども発達サポートステーションそれいゆ  
指定障がい児相談支援 利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「保護者」という。）と社会福祉法人児童発達センターこども発達サポートステーションそれいゆ（以下「事業者」という。）は、\_\_\_\_\_（以下「利用児童」という）が事業者の提供する障がい児相談支援サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

**第 1 条（契約の目的）**

本契約は、利用児童が自立した日常生活または社会生活を営む事が出来るよう、利用児童などの意思及び人格を尊重し、利用児童に対して必要な児童福祉法に基づく障がい児相談支援サービスを適切に提供する事を定めます。

**第 2 条（契約期間）**

本契約の契約期間は、令和 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日から支援終了日までとします。

**第 3 条（サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成、以下サービス等利用計画と言う）**

事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 相談支援専門員は、利用児童等及びその家族に面接して利用児童等及び家族の置かれている状況、利用児童が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
- 3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等及びその家族に対して提供するものとします。
- 4 相談支援専門員は、利用児童の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用児童等及び保護者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービスなどが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 5 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。
- 6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、サービス等利用計画書の原案の内容について、利用児童及びその家族に対して説明し、利用児童等及び保護者の同意を得た上で決定するものとします。

**第 4 条（サービス等利用計画作成後の便宜の供与）**

事業者は、サービス等利用計画作成後において、次の各号に定める障害児相談支援サービスを提供するものとします。

- 2 利用児童等及びその家族の福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い、利用児童等及び保護者に面接して、その結果を記録するものとします。
- 3 モニタリングの結果。必要に応じて、サービス等利用計画書を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整、その他の便宜の提供をおこなうものとします。

## 第5条（サービス利用計画の変更）

利用児童等及び家族がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用児童等及び双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

## 第6条（利用者負担額及び実費負担額）

法定代理受領を行わない相談支援事業を提供した際は、利用児童等及び保護者から、サービス等利用計画書作成料の支払いを受けるものとします。

- 2 相談支援事業の実施地域を越えて行うサービスを提供した時に要する交通費については、その実費を徴収するものとします。
- 3 前2項の支払いを受ける場合には、利用児童等及び保護者に対して事前に説明し、利用児童及び保護者等の同意を得るものとする。
- 4 第1項から第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

## 第7条（事業者の基本的義務）

利用児童がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい児相談支援サービスを適切に行います。

- 2 事業者は、利用児童の意思と人格を尊重し、常に利用児童の立場にたって、障がい児相談支援サービスを提供します。

## 第8条（事業者の具体的義務）

（安全配慮義務） 事業者は、障がい児相談支援サービスの提供にあたって、利用児童の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- 2（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、保護者等の質問に対して適切に説明します。
- 3（守秘義務） 事業者及び相談支援専門員は、本契約による障がい児相談支援サービスを提供するにあたって知り得た利用児童や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。従事職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとします。他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用児童等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用児童等及びその家族の同意を得るものとします。
- 4（虐待防止） 管理者を、虐待防止に関する責任者とします。

5（記録保存整備義務） 事業者は、障がい児相談支援サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。

6（開示義務） 事業者は、保護者からの求めに応じて、障がい児相談支援サービスの提供に関する記録を開示します。

## 第9条（事故と損害賠償）

事業者は、障がい児相談支援サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに大阪市福祉局障がい支援課・利用児童等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、障がい児相談支援サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用児童に損害を与えた場合には、速やかに利用児童の損害を賠償します。

## 第10条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 1 利用者が死亡した場合
- 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 3 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 4 第11条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 5 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

## 第11条（保護者からの中途解約）

保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、保護者は契約終了を希望する日の1ヶ月前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用児童が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

## 第12条（保護者からの契約解除）

保護者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- 2 事業者もしくは相談支援専門員が第9条1項から6項に定める義務に違反した場合
- 3 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用児童もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- 4 他の利用児童が、利用児童の生命、身体、信用を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

### 第13条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用児童が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 2 利用児童が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 3 利用児童が通常の事業の実施地域外に転居した場合

### 第14条（苦情解決）

利用者は、本契約に基づく障がい児相談支援サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、本契約に基づく障害児相談支援サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された大阪府社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

### 第15条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法その他諸法令の定めるところに従い、保護者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。年度末までに契約解除の申し出がなかった場合は自動的に次年度への継続契約となります。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

事業者 住所	大阪市都島区都島本通 4-10-10
事業者名	社会福祉法人 都島友の会 児童発達支援センター こども発達サポートステーションそれいゆ
管理者	園長 櫻井雅子 印
保護者 住所	
氏名	印
代理人 住所	
氏名	印